

令和3年度 緊急対応型雇用創出事業（公募提案型） 企画提案募集要項【追加実施分】

1 背景・目的

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、有効求人倍率の低下や解雇等見込数の増加、新規求職者における事業主都合離職者数の増加等、雇用情勢の悪化が見られる。

こうした、新型コロナウイルス感染症の影響により、内定取り消し等により就労機会を失った方、解雇や雇い止め等離職を余儀なくされた方、就労が困難になっている方（失業していて求職中の方、解雇等や契約期間満了前に求職活動をしているが、新型コロナウイルスの影響により、離職後の職が見つからない方）（以下、「コロナ関係失業者等」という）への支援策として、民間事業者の柔軟な発想と企画の活用を目的とした公募提案型事業を実施することにより、つなぎ雇用の機会を創出する（募集規模 102 名分）。

2 募集内容

事業要件	<p>(1) 県内の事業所において新たにコロナ関係失業者等を少なくとも 10 名以上雇用して実施する事業で、その雇用期間が委託契約期間内(令和4年3月31日まで)であること</p> <p>(2) 新規雇用には、必ず公共職業安定所へ求人すること</p> <p>(3) 新規雇用には、履歴書、職務経歴書、その他コロナ関係失業者等*であることを証明できるものいずれかにより、コロナ関係失業者等であることを確認すること 提出書類で確認できない場合は、自己申告書(別紙様式5)の提出を求めること なお、いずれの場合も、採用面接時に状況の聞き取りを行うこと</p> <p>※「コロナ関係失業者等」とは、以下3者のことをいう</p> <p>①新型コロナウイルス感染症の影響により、内定取り消し等により就労機会を失った者</p> <p>②新型コロナウイルス感染症の影響により、解雇や雇い止め等離職を余儀なくされた者</p> <p>③新型コロナウイルス感染症の影響により、就労が困難になっている者</p> <p>(失業していて求職中の者、解雇等や契約期間満了前に求職活動をしているが、新型コロナウイルスの影響により、離職後の職が見つからない者)</p>
委託事業費	<p>新規雇用者の人件費が事業費の概ね7割以上となるよう積算したうえで、一般管理費を加えて算出すること</p> <p>(1) 総事業費：「人件費＋その他経費＋一般管理費＋消費税」</p> <p>(2) 事業費：「人件費（新規雇用者＋事業運営従業員）＋その他経費」により算出</p> <p>① 人件費：(ア) 新規雇用者（賃金^{※1}、通勤手当、社会保険料、労働保険料） $\text{※1 賃金は、月 152 千円（週 29H）を原則とし、同水準の時間単価に勤務時間数を乗じて月額賃金を設定することも可}$ (イ) 事業運営従業員^{※2}（賃金、通勤手当、社会保険料、労働保険料） $\text{※2 事業運営従業員の人件費は、人件費総額（新規雇用者＋事業運営従業員）の概ね 1/4 以下とすること}$</p> <p>② その他経費：事務機器リース料、事務所経費、旅費、消耗品費等</p> <p>(3) 一般管理費：「事業費（人件費＋その他経費）×一般管理費率^{※3}」により算出 $\text{※3 事業実施者の内部規定等で定める率または合理的な方法により算定したと認められる率とするが、10%を超えることはできない}$</p>
新規雇用者の人件費	委託事業費の概ね7割以上
募集規模	<p>(1) 1社あたり新規雇用者数は、10名以上とすること</p> <p>(2) 1社あたり提案金額の上限は、103,785千円（税込）とすること（6ヶ月雇用51名の場合）</p> <p>(3) 新規雇用者1人あたり雇用期間は、原則3ヶ月以上とし、最長令和4年3月末までとすること</p>

事業期間	契約締結日から令和4年3月31日まで（最長）
その他の要件	(1) 県委託事業としての公共性があり、雇用機会を創出する効果が高い事業であること (2) 委託費の支給事由と同一の事由により支給要件を満たすこととなる国や県等の交付金、補助金、助成金等との併給はできないこと (3) 建設・土木事業でないこと
実施上の留意点	(1) 新規雇用する労働者の募集は、公共職業安定所への求人申込を必ず行うこと また、自社ウェブサイト等の様々な媒体により広報に努めること (2) 本事業の対象とならない方は以下のとおりとする ① 在職求職者（離職が判明している方を除く） ② 学業を本業とする学生 ③ 求職活動を行っていない方 (3) 機械・設備等の備品は原則としてリース・レンタルで対応すること (4) 委託事業の経理を明確にするため、他の経理と明確に区分して会計処理を行うこと (5) 委託事業は、県の承認なしに他者へ再委託することはできない (6) 本事業の成果物等に係る権利は、県に帰属する (7) 事業計画が未達成の場合、または委託契約の条件に違反した場合は、委託契約の一部または全部を解除し、委託料を支出しないことがあるほか、既に支出済の委託料の一部または全部を返還させ、または損害賠償等を求めることがあるため、十分に留意すること

3 応募について

応募期間	令和3年8月27日（金）～9月9日（木）17:00まで [必着] (受付時間 土・日・祝日を除く 9:00～12:00 及び 13:00～17:00)
応募資格	<p>事業実施者は、次の全ての要件を満たす者であること</p> <p>(1) 兵庫県内に事業所を有し、事業を適切に遂行するに足る能力（※）を有した、民間企業、NPO法人、これら以外の法人（一般社団法人・財団法人、公益社団法人・財団法人、事業協同組合等）、権利能力なき社団、有限責任事業組合、民法上の組合等の団体であること</p> <p>(2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当することにより、本県における競争入札に参加できない者でないこと</p> <p>(3) 県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと</p> <p>(4) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと</p> <p>(5) 提案する事業の実施について、法令等の規定により官公署の免許、許可、認可又は指定、登録を受けている必要があるときには、当該免許、許可、認可又は指定、登録を受けていること</p> <p>(6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと</p> <p>(7) 暴力団又は暴力団もしくは暴力団員の統制の下にある者でないこと</p> <p>(8) 国、県又は市町からの出資、出えんを受けている団体でないこと</p> <p>(9) 県税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと</p> <p>※「事業を適切に遂行するに足る能力を有する」とは、個々に判断することになるが、少なくとも以下の要件を満たしていること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 委託契約前から常時雇用者がいること ・ 総勘定元帳及び現金出納簿等の会計関係帳簿類を整備していること ・ 労働者名簿、出勤簿及び賃金台帳等の労務関係帳簿類を整備していること ・ 社会保険、雇用保険、労災保険等について、法令に基づき、適正に手続きがなされていること ・ その他、事業の実施にあたり、県との打ち合せ等に適切に対応できる体制が整っていること

提出書類	<p>(1) 資料 1 (事業関係資料)</p> <p>① 企画提案書 [様式 1] ② 事業計画書 [様式 2] ③ 事業スケジュール表 [様式 3] ④ 経費見積書及び雇用計画書 [様式 4]</p> <p>(2) 資料 2 (法人関係資料)</p> <p>① 事業実施に必要な許認可等を証する書類 (提案内容による) ② 県税、消費税及び地方消費税を滞納していないことを証明する書類 (納税証明書等) (県の入札参加資格を有している場合は除く) ③ 法人登記簿謄本 ④ 定款又は規約等 ⑤ 役員名簿 ⑥ 事業報告書 ⑦ 決算書 (貸借対照表、損益計算書又は活動計算書 等) ⑧ 収支予算書</p> <p>(3) その他、県から個別に提出を求められた書類</p> <p>※(2)③～⑤は、最新のものを提出すること ※(2)⑥～⑧は、書類提出段階で直近の 2 年分を提出すること (⑥、⑦については、設立後最初の決算期を迎えていない団体は提出不要) ※(1)の様式については、兵庫県のホームページからダウンロード可能</p>
提出方法等	<p>(1) 提出先 〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1 (兵庫県庁 1 号館 6 階) 兵庫県産業労働部政策労働局労政福祉課雇用就業室雇用推進班</p> <p>(2) 提出方法 郵送 (書留に限る。応募期間内必着とする。) 又は、持参 (受付時間内に限る)</p> <p>(3) 提出部数 正本 1 部 副本 8 部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様式 1～4 については原則 A 4 縦で両面印刷 ・目次を作成し、通しでページ番号を付すこと ・インデックスは不要 ・提出書類(2)資料 2 (法人関係資料) は正本 1 部の提出のみで可 <p>(4) 留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提出された書類は返却しない。また、審査に必要な範囲において複製を作成する場合があります。 ・応募に係る一切の費用は応募者の負担とする。 ・提出された資料について問い合わせを行うことがある。また、必要に応じて資料の補正、追加説明資料の提出を求められることがある。

4 審査について

審査方法等	<p>(1) 審査方法 提出された書類を基に、県労政福祉課を事務局とする企画提案コンペ審査会において内容を審査し、委託先としてふさわしい者を受託先候補として選定する。必要に応じて、プレゼンテーション審査を実施する場合がある。</p> <p>(2) 審査会日程 企画提案コンペ審査会は、令和 3 年 9 月中下旬に実施する予定である。</p> <p>(3) 審査基準 「事業遂行能力」、「事業の妥当性・効率性・実現可能性」、「雇用創出の効果」、「県施策との適合性・地域貢献」を中心に審査を行う。</p> <p>(4) 失格について 以下の項目に該当する場合は、失格とすることがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県労政福祉課を通じないで、県関係者に対してコンペに関する問い合わせ等をした場合 ・審査委員又は関係者に、コンペに関する援助を直接又は間接に求めた場合
-------	---

審査方法等	<ul style="list-style-type: none"> ・応募時に提出した書類が、本要項に示された要件を満たしていない場合、又は虚偽の内容が記載されている場合 ・その他、直接又は間接に、公正な審査を妨げた場合 (5) その他 ・審査結果は、応募者全員に対して、文書で通知する。 ・受託先候補として選定された者は、県と業務委託契約を締結する。契約内容は提案内容を基本とするが、審査会での審査を踏まえた協議を行った上で、提案内容の一部修正を求める場合がある。
-------	---

5 その他の事項

契約締結日	委託契約の締結日については、令和3年10月を予定している。												
契約保証金	委託契約の締結にあたっては、事前に委託契約金額の10%以上の契約保証金を県に納めるか、保険会社と履行保証保険契約を締結すること（保険証券原本を県に提出）												
委託料の支払	<p>(1) 支払方法 委託料の支払は、原則、実績確認に基づく精算払とする。 ただし、委託先の実情によっては、前払を行う場合があるが、その場合においても、最終的には実績確認に基づく精算を行う。</p> <p>(2) 委託金額の変更 事情の変化等により、委託契約の内容どおりの事業執行ができない場合は、県との協議の上で、事業計画を見直し、変更契約の締結を求める場合がある。それに伴い、契約金額を変更する場合があるので留意すること。</p>												
業務報告	<p>(1) 新規雇用に際しては、必ず公共職業安定所へ求人するとともに、求人票（控）の写しを県に報告すること</p> <p>(2) 事業の進捗については、毎月、所定の様式により県に報告すること</p> <p>(3) 事業実施期間終了後、令和4年4月4日（月）までに業務実績報告書を提出すること</p>												
その他	<p>(1) 事業の実施については、法令の定めを遵守し、委託契約書の内容に従うこと。なお、それらに記載のない事項について疑義が生じた場合には、県と協議の上、その指示に従うこと</p> <p>(2) 個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律及び関係法令等に基づき、適正に管理すること</p> <p>(3) 本委託業務は、国の会計検査の対象となるため、当検査の受検が決定した際は協力すること</p>												
【参考】 事業スケジュール	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">令和3年</td> <td style="width: 35%;">8月27日（金）</td> <td style="width: 50%;">募集開始</td> </tr> <tr> <td></td> <td>9月9日（木）</td> <td>応募締切</td> </tr> <tr> <td></td> <td>9月中下旬</td> <td>審査会開催</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10月上旬</td> <td>委託契約締結</td> </tr> </table>	令和3年	8月27日（金）	募集開始		9月9日（木）	応募締切		9月中下旬	審査会開催		10月上旬	委託契約締結
令和3年	8月27日（金）	募集開始											
	9月9日（木）	応募締切											
	9月中下旬	審査会開催											
	10月上旬	委託契約締結											

6 問い合わせ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1（兵庫県庁1号館6階）

兵庫県産業労働部政策労働局労政福祉課雇用就業室雇用推進班

TEL：078-362-3227 FAX：078-362-3392

メールアドレス：koyoshugyo@pref.hyogo.lg.jp